

令和5年度 極光の会 事業計画

はじめに

コロナ禍も4年目を迎えました。2020年の春以降、コロナだから仕方がない・このような状況だから何もできない、といった諦めのような声を福祉業界や地域社会において小耳に挟みました。現在でもこうした声は聞かれ、いまだ感染拡大が収まりを見せない閉塞感や停滞感が社会に留まり続けています。閉塞感が漂う状況下であっても、利用する方へ安心してサービスを提供できるための方策について、「今できることを、今できる方法で」という視点に立って検討を重ねてきました。

コロナ禍が始まって以来、取巻く状況は依然として不透明です。一昨年までは新型コロナについて無理解なことが多く、行事等が中止になることもありました。昨年度より感染に関する多くを学び「新しい生活様式」のもと、一昨年までは中止せざるを得なかった行事を実施することができました。特に、ラベンダー祭りやさをり班販売会など、効果を発揮するには継続することが大切だと思い知りました。そのために正しい知識と感染予防対策を行うことで継続実施に繋げていきたい。

先日、理事長の挨拶で「パンデミックや戦争はこれまでの歴史に学べば必ず終息する」と言われました。当たり前だと思うかもしれませんが、その渦中にいる間はそのことに思いが至りません。新型コロナが流行するようになった初期では、多大な警戒心から無理解なことも多く、厳しい対応が行われていました。例えば感染者全員が入院、隔離期間や濃厚接触者の待機期間も14日間でした。現在、入院は重症例に限られ、自宅療養期間も7日間です。さらに濃厚接触者に対しても適宜対応するようになっていきます。ただし、インフルエンザでも罹患者は自宅待機や休みを取るのが一般的ですので、同様な対応が想定されます。さらに、クラスター発生を回避するための的確な状況判断が必要です。

このコロナ禍で変化がありました。閉塞感を打開しようとするIT・ICT（情報通信技術）の発展です。残念ながら、2023年を迎えてもなお「コロナだから仕方がない」、「新しいシステムは解らない」という声を耳にします。もとより社会福祉とは既存の社会システムでは手を差し伸べられずにいる人や地域に対し、福祉の担い手として地域に貢献することが期待される社会制度です。新たな課題に対峙する時、このコロナ禍を取巻く社会変化は、未来に向けて踏み出すのか・諦めて立ち止まるのか、コロナ禍を経験したからこそ、改めて障害福祉の発展や次世代育成の重要性を認識させられます。常に立止ることなく革新と挑戦を恐れない社会福祉法人「極光の会」として今後も地域社会の持続性を意識した福祉の発展を願い、事業所支援や人材育成に向けた活動に努めていきたい。

社会福祉事業を巡る環境は大きく変化しています。一つは社会福祉基礎構造改革から進められてきた、社会保障・福祉予算の抑制、営利企業の参入による福祉の市場化です。福祉事業は「競争」「生産性」を意識した営利を求められ、公的責任に頼らない法人連携や大規模化が進められています。二つめは困窮等の地域課題の解決を「自助・互助」、つまり自己責任・家族責任と住民同士の助け合いに担わせる政策が進んだことです。社会福祉法人はその中核を期待され、社会福祉法改正で「地域に

における公益的な取組み」の責務化により無料・低額なサービス提供を求められています。三つめは福祉現場の労働と賃金水準等による人手不足が問題化し、人材産業に頼らねば運営出来ないという状況が発生しています。そして度重なる報酬改定の上下に経営が左右されるため、社会福祉事業者は経営維持が難しく、倒産・身売という報道も増えています。

コロナ禍は暮らしと経済を直撃しました。一時、政府は自粛・ステイホーム・テレワークを推進し、緊急事態でも福祉施設には「高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者の事業継続を要請する」としました。つまり福祉事業はパンデミックという緊急事態の中でも、社会・経済・労働を支える重要な生命線であることが明確になり、現場の職員とその家族が感染への不安を抱える中でも利用者を支え続ける責務があることも定かになりました。国が事業継続を要請する「社会生活を維持するうえで必要な施設」である社会福祉施設は、社会・経済を支える基礎的な土台の役割を担っていること、それは憲法に基づく生存権保障としての社会福祉を守り、対象者の権利を守るという社会福祉事業の性格そのものです。

権利としての社会福祉を守るために「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。地域共生のための住民の取組を責務化し、支えあい・助け合いがこれまで以上に重要です。具体的には「断らない相談支援」「地域づくりに向けた支援」「参加支援」を新事業とし、既存の介護・障害・子供・困窮に係る相談支援事業を包括化し、多くの生活課題に対処させようとしています。その専門性・経験と財政保障はまだ不十分であると考えられます。それは行政機関や社会福祉協議会の機能の一部を社会福祉法人へ委譲させ、将来は民間と地域住民とが担うべき地域共生は地域における自己責任と助け合いになるのでしょうか。

「極光の会」の役割として、○地域社会の生命線として生活に必要な欠くべからざる非営利組織として信頼されているか。○真面目に福祉事業を行っているだけでは、公共政策からみて価値がある存在（公共性）・住民の公益的な活動としてみて価値がある存在（公益性）が高まったと評価されているか。○コロナ禍の中、本質的に社会問題に対し革新的であるべき社会福祉法人が、むしろ変化対応に対しても後ろ向きではないか。○あらたな役割期待に対し、積極的に対応出来ているか。

以上の命題を解決して行くためにも直面した課題の解決は勿論、予め問題を発見し適切に対処することは重要な取組みです。全体視点が失われると業績や発展に必要な動きが掴み難くなり、結果的に目標は目指せません。理事会・評議員会等で全体を捉える視点も持合せ、目標を振り返り、本来の目的達成に向けた軌道修正をその都度修正して行かなければならない。それが出来た暁には先の命題を克服し、地域から信頼される社会福祉法人「極光の会」として成立って行けると考えます。

この国にくらす誰もが健康で文化的な生活を営む権利を有しています。それに責任をもつのが国と自治体であり、社会福祉法人はその責任の基に作られた非営利組織です。社会福祉法人「極光の会」は今後も社会福祉を巡る危機に対し、誰でも何時でも何処に住んでいても公的責任により必要な支援が受けられる社会福祉をめざした活動を継続して行きます。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律です。

福祉事業の中には障害が軽いだけでなく、障害が重くても就労を希望する方への就労までの道筋として利用する就労系の事業があります。その中の就労継続支援B型事業で運営される「玄輝門」は、一般就労は難しいが支援に基づき軽微な作業が可能な方の働く場を提供するだけでなく、障害の重い方やその特性から常時に近い見守りが必要な方・一般就労後に退職を余儀なくされ受け皿となる働く場が必要な方・働く喜びや誇りを求める方等に制限される事の無いように受入れております。制度に縛られずに間口を広く設け、その人それぞれに合った働く場を提供しており、地域において「玄輝門」が実施している役割は非常に重要と考えております。

他にも就労系の事業がありますが、その人に合った働く場がどこであるか、それを決定するうえでの客観性が制度運営上求められることは理解します。しかし、それが制度ありきとなり、利用者の選択の自由を奪い、利用者が必要以上の負荷をかけるような事態があってはならないと考えます。その為にも「極光の会」では「玄輝門」及び「玄輝門住宅A」の活動を幅広く運用し、さらに障害者総合支援法の様々な制度を利用する人たちの為に活用したいと思います。「何処で」「誰と」生活するのか、「誰から、どんな支援」を受けるのかを利用する方と共に考えながら、地域生活の質の向上を目指し、他協力機関との相談、「玄輝門」での就労活動及び余暇活動、「玄輝門住宅A」では生活の場である地域との連携により利用者が望む自立した生活が実現できるよう努力して行きます。

I 施設の概要

玄輝門

- 1 施設名 玄輝門 (就労継続支援B型事業)
- 2 所在地 南津軽郡藤崎町大字榊字植田33番地1
- 3 設置主体 社会福祉法人 極光の会 (法人認可 平成14年3月22日)
- 4 理事長 成田 和歌子
- 5 施設長 成田 和歌子
- 6 開所年月日 平成23年9月1日 (旧法通所授産 平成15年4月1日)
- 7 施設定員 20名

- 8 施設の規模
 - ① 敷地 玄輝門本体：1751.86㎡ 榊字植田33-1
作業棟：385.35㎡ 榊字植田32-5
倉庫(榊字宮本地区)：586.79㎡ 榊字宮本37-5・38-3
 - ② 玄輝門 榊字植田33-1 玄輝門 作業棟(さをり班)
(本体+作業棟) 建築面積：715.74㎡ (567.51㎡+148.22㎡)
延床面積：641.76㎡ (407.42㎡+234.34㎡)
建物1階：535.77㎡ (407.42㎡+128.35㎡)
建物2階：105.99㎡ (105.99㎡)
 - ③ 作業棟 (農耕班) 榊字植田32-5
建築面積：211.98㎡
建物1階：105.99㎡
建物2階：105.99㎡
 - ④ 倉庫 (農耕班) 榊字宮本37-5・38-3
建築面積：248.06㎡
建物1階：193.77㎡
建物2階：54.29㎡
 - ④ ビニールハウスA : 52.50㎡
ビニールハウスB : 68.00㎡

- 9 送迎車輛等

スズキイグニス	5人乗り	1台
ホンダステップワゴン	8人乗り	1台
日産キャラバン	14人乗り	2台
三菱シローザ	29人乗り	1台

- 10 就労設備等

トヨタダイナ	6人乗り	1台
日産アトラス	6人乗り	1台
スバルサンバー	2人乗り	1台

トヨタハイエース	15人乗り	1台
コマツ	タイヤショベル	1台
ヤンマー	トラクター	1台
大型除雪機		2台
農耕用機器		1式
木工用機械		1式
さをり織り用機器		1式

玄輝門住宅A

- 1 施設名 玄輝門玄輝門住宅A (介護サービス包括型共同生活援助事業)
- 2 所在地 南津軽郡藤崎町大字榊字宮本37-1
南津軽郡藤崎町大字中島字種元31-5
- 3 設置主体 社会福祉法人 極光の会 (法人認可 平成14年3月22日)
- 4 理事長 成田 和歌子
- 5 施設長 成田 和歌子
- 6 開所年月日 平成23年9月1日 (旧法 平成17年3月1日)
- 7 施設定員 中島1号棟 4名 榊1号棟 4名 計8名

8 施設の規模

① 玄輝門住宅A 榊1号棟 榊字宮本37-1

木造2階建 (エレベーター付) イ準耐火建築物

敷地 1933.00m²

建築面積 302.04m²

建物1階 263.33m² 居住部

建物2階 230.21m² 福祉避難所 計 493.54m²

形態 自己所有

施設定員 4名

② 玄輝門住宅A 中島1号棟 中島字種元31-5

敷地 438.00m²

建物1階 118.53m² 居住部

建物2階 29.16m² 居住部 計 147.69m²

形態 賃貸物件

施設定員 4名

- 9 送迎車輛等 スバルプレオ 4人乗り 1台
大型除雪機 1台

II 施設の運営

1、基本方針

玄輝門は、働く意思と能力がありながら、一般雇用が困難な障害者に、農耕や木工・さをり織り・手工芸等の作業活動や、日常生活上の養護・訓練などを通して、喜んで社会的な自立をするために必要な諸条件を、援助・支援することを目的として設立された通所の施設です。

人間誰し

も生命や人格・基本的人権が平等に尊重されねばならない。心身に障害を持ち、社会への適用が不十分な人でも、その発達の保障は当然である。そのためには、個々の利用者の障害を十分に把握して、個々の特性・能力・要求等を職員全体で理解し、常に変わらぬ愛情と厳密な観察で、きめ細かな指導計画を持ち、根気強く就労活動・サービスを行ないます。

ただ現状では一般的な就労を目指す人から、福祉的な就労を目標とする人・生活訓練から身辺自立・生活自立を目指す人等まで多様であるので、作業能力等の向上を支援する機能と、生活訓練・身辺処理能力等の充実向上を援助する機能を具備し、利用者が大願を成就させるべく不便不快の無い施設を目指します。

2、利用者の指導方針

- ① 利用者個々の特性を十分理解し、性格にあった作業、個性を発揮できる作業、隠れた才能を伸ばすことのできる作業・訓練を大切にし、日々の生活に張り合いや生きがいを持てるよう支援・サービスする。
- ② 就労作業活動等を通して、心を開き身体を鍛える“心身の健康”を指導の基盤とし、自分自身に対するの自信を持ち、作業に対するの忍耐力を高めるよう支援する。
- ③ 本施設の地域性に立脚し、利用者の実態からみて、安全で健康的・共同で取り組める作業・原材料の入手・永続性・作業量や製品の利用価値等から農耕・花園管理等を就労活動の中心にする。
- ④ より親しみやすい支援・サービスの場にするため、年間を通じて利用者の興味や希望により様々な行事等を計画する。
- ⑤ 作業能力の向上と共に作業態度・作業習慣の確立に合わせて、生活習慣の確立と、職場の人々との人間関係の指導育成も重視していく。

3、指導者の信条

- ① 指導者として自覚と誇りを持ち、思いやりのある指導者であろう。
- ② 利用者と保護者から信頼される指導者であろう。
- ③ 常に健康で明朗な指導者であろう。
- ④ 口より体で指導し、根気強い指導者であろう。
- ⑤ 学びつつ利用者と共に歩む指導者であろう。
- ⑥ 施設に利用者と共に誇りを持ち、職場の融和を図る指導者であろう。
- ⑦ 常に研究心を持ち、修養を積み、計画行動ができる指導者であろう。

4、支援の具体的な方針

- ① 利用者個々の障害等を十分認識し、特性・個性を大切に、施設職員全員にて同一方針で支援・サービスにあたる。（職員会議等で確認し、個別支援計画作成時に具体的な授産活動・支援方針を立て、4ヶ月間で評価を行い、方針等を再確認していく。）
- ② 利用者の日々の就労活動・施設生活等や家庭生活を施設・保護者共に連絡を密にし、互いに理解し合い協力しながら支援にあたる。
- ③ 利用者・職員ともに健康管理には十分に留意し、明るく健康な施設にするよう、全員で努力していく。
- ④ 利用者に対しては、いかなる差別・虐待・体罰・人権侵害等も許さず、どんな微細なことでも話題になるような職場にし、権利を守っていく。（子細は下記参照のこと）
- ⑤ 指導者の力量を高めるため、部外の指導者の招聘等、職員の研修体制も整え、指導事例研究会等も計画する。

（4の④項目の利用者への接し方マニュアル）

利用者の支援・指導にあたっては、特に下記の項目を厳禁とし、処遇の向上を図り、利用者の就労への支援目的を達成したい。

- (1) 殴る・蹴る・その他、直接利用者の身体に侵害・体罰・暴力を与える行為。
具体的には、利用者が施設におけるいろいろな約束を破ったり、反社会的な行為等があっても、改善に向かって納得させる様な指導・注意はよいが、身体に少しでもふれたり、手をかける等いかなる行為も禁止される。
- (2) 指導支援等に当たっての不適切な発言や暴言。
具体的には、利用者に対し『バカ・アホ・マヌケ』等、相手に不快な気分を与える言葉や馬鹿にする言葉、身体的な欠点を指摘する言葉等や、大声で怒鳴ったりして恐怖を与える言葉や暴言等全て禁止される。
- (3) 合理的な範囲を越えて長時間一定の姿勢をとるよう求めることや、拘束すること。
身体的に苦痛を伴う長時間の姿勢や拘束等全て禁止される。
- (4) 給食等を与えないで差別すること。
罰として、正規の昼食をさせないで、身体に苦痛を与える行為を指す。
- (5) 適切な休息時間を与えず、長時間作業を継続させること。
- (6) 施設を諸条件から「退所させる」「送迎できない」などのように脅かすこと
- (7) 性的な嫌がらせをすること。
相手に性的に不快な思いをさせる行為・態度・言葉等は、正しく支援活動をする上からもあってはならない。
- (8) 当該利用者を見捨てたり、他と差別したり、放置すること。
話しかけられたらできるだけ親しく相手をし、誰とでも平等に接して不平等感を抱かせないよういつも注意し、どんな些細なことでも放置することがあってはならない。

なお、緊急的な切迫した事態においての拘束等の具体的な行為が禁止事項に当たるかどうかについては、健康状態・利用者と職員との関係・当該行為の行われた場所・時間的環境等の諸条件を、勘案して判断する。また、強度の自傷行為や他の利用者・職員等への加害行為の制止等や、急迫した危険行為に対しての身体・精神の保護等も大切であるが、できるだけそれらの行為に対し今までの経験を生かして冷静に判断し対応することが重要となる。

もし緊急的な切迫した危険行為等に対して事故防止のために拘束等に近い行為が行われたときは切迫性・非代替性・一時性・健康状態・利用者と職員との関係・当該行為の行われた場所・時間的環境等の諸条件等を詳しく記録し保存することとする。

Ⅲ 利用者の処遇

1. 指導目標

障害者を一人の社会人として受けとめ、感性豊かな心身の発達を保障するとともに、就労作業を通して、働くことの必要性、喜びを身につけ、買物訓練・社会見学・職場実習などから、社会的な知識を得て、社会的自立をめざすことを目標とする。

2. 作業班及び工賃

玄輝門では個人の能力と個性に合わせた処遇を基本に、農耕班、さをり班、手芸班の3班の就労作業班体制とし、その売上金より必要経費を除いた収益から、利用者に対して工賃規程に基づき平均3,000円以上の工賃を支払う事としている。

一昨年の令和2年度の売上は5,199,151円で、工賃として1,939,300円を支払っており、利用者1人当りの工賃は約7,695円/月でした。昨年令和3年度の売上は4,564,112円、工賃は1,886,500円で、1人当りの工賃は約7,173円/月です。令和4年度は、令和5年3月末までに売上は4,750,000円、工賃総額は1,780,000円、利用者1人当りの工賃は約6,950円/月と想定しています。工賃向上計画の目標として挙げた売上額5,000,000円と一人当りの工賃の額7,400円/月には届きません。

玄輝門では一般企業への就職が困難な障害者に対して就労の機会を提供し工賃を支払い、また一般企業への就労を促進する為に生産活動などを通じた技術や能力の向上をはかる訓練を実施しています。利用者の就労意欲に応え、経済的自立に資する仕事を提供する為、障害の特性や程度を考慮し、多くの工程で利用者が携われるように様々な事業を展開してきました。

玄輝門の就労活動を行なう「手芸班」・「さをり班」・「農耕班」は共に来年度も厳しい社会情勢のあおりを受けて難しい状況はなかなか変わらないと思いますが、現在の作業活動で制作している製品の品質や価値を高める質の向上や、新たな販売場所を確保し販路を拡大することと、今まで以上に経費を削減して無駄な出費が無いように節約に努力し、効率的で利益率の高い品物の生産や、内職作業だけでなく契約を締結して業務を請負える受託作業を中心とした新たな分野を開拓し、利用者にも少しでも高い工賃を支払えるよう努めたい。

令和4年度の工賃向上委員会で掲げた目標を維持して、売上額5,100,000円・工賃総額1,900,000円・利用者一人当りの工賃の額7,500円/月として、全員で頑張りたい。

班名		主な作業内容
外作業班	農耕班	花卉栽培管理販売・農産物の栽培管理販売
	(にんにく班・	にんにく作業・地域農家の栽培管理作業の手伝い
	木工班)	木工芸品の製作販売及び受託作業
内作業班	手芸班	ポリマー製品加工及び手芸品の受託作業
	さをり班	さをり織り製品の製作販売・ミシンの習得及び受託作業

3. 班別内訳

性別	農業班	手芸班	さをり班	計
男	10人	1人	0人	11人
女	0人	7人	3人	10人

4. 利用者の年齢構成

性別	18歳～	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	計
男	0人	1人	6人	2人	2人	11人
女	0人	1人	6人	2人	1人	10人

5. 利用者の出身地

市町村	弘前市	黒石市	青森市	板柳町	藤崎町	計
男	5人	2人	3人	1人	0人	11人
女	2人	5人	1人	0人	2人	10人

6. 利用者の送迎体制 今年度も引き続き、法人の車両で無料送迎を行います。

送迎車コース (朝)	
1号車	玄輝門 ～田舎館村高田～黒石市境松～末広～高賀野～柵の木～青森市浪岡福田 ～玄輝門 以上利用者 9名
2号車	玄輝門 ～弘前市城東～宮園～石渡～一町田～糠坪～藤崎町朝日町 ～玄輝門 以上利用者 6名
3号車	玄輝門 ～GH ～玄輝門 以上利用者 6名

送迎車コース (夕)	
1号車	玄輝門 ～田舎館村高田～黒石市境松～末広～柵の木～高賀野 ～玄輝門 以上利用者 5名
2号車	玄輝門 ～藤崎町朝日町～弘前市糠坪～一町田～石渡～宮園～城東 ～玄輝門 以上利用者 6名
3号車	玄輝門 ～GH ～青森市浪岡福田～女鹿沢～下十川 ～玄輝門 以上利用者 10名

7. 健康管理

個々の持つ障害を把握し、健康の保持・増進を図るため、疾病の予防、日々の健康観察を入念に行い、異常観察された時には速やかに委託契約を締結するときわ会病院で診察を受けるなど、早期発見、早期治療に留意し、成人病の予防につとめるために身体測定及び健康診断を実施する。

また、食後の歯磨きの励行、地域歯科医師による歯科検診を実施する。

8. 防災計画

- ① 屋内及び屋外の防災安全点検を実施し、異常が発見されたら直ちに対策を講じる。
- ② 年2回、火災及び自然災害を想定して避難訓練・通報訓練・消火訓練を実施する。

9. 日課

午前	8 : 40	より	9 : 00	着替え、ラジオ体操、朝会、健康観察
	9 : 00		11 : 30	午前の作業（休憩時間 15分）
	11 : 30		13 : 00	昼食～休憩
午後	13 : 00		15 : 30	午後の作業（休憩時間 15分、作業時間合計 4.5時間）
	15 : 30		16 : 00	全館掃除、着替え、集会、帰宅

10. 利用者自治会

利用者の自意識向上のため、毎月1回の利用者自身が運営する自治会を開催し、社会的自立心を養う。

11. 施設行事等

利用者の社会的自立促進のため、毎月1回の社会見学等を実施する他、宿泊訓練や野外活動を実施する。

12. 職場実習等

国の基本方針である「脱施設」を受け、障害のある方が地域での生活・就業を目標とする為、利用者本人の希望と実習の機会があれば、施設が仲立ちをして可能な限り作業実習を実施し、就職活動へ繋げたい。

13. 職員のキャリアアップ

職員が利用者を指導するにあたり必要な知識習得のため、次の諸会議を開催し、ケース記録、指導記録などを整理する他、県及び関係機関が行う講習会などに積極的に派遣し、知識や技術の習得に当たらせ、高い資格・能力を身につけさせて経歴を高めることを図る。

会議・記録の種類	内 容
指導日誌 (動向記録)	各作業班の毎日の指導・援助記録は的確な援助を向上させる。その記録を各班の指導員が整理し、今後の指導・援助に役立てる。
職員全体会議 (朝会、職員会議)	毎朝、朝会を実施し、当日の行事等の確認、作業の確認、利用者の動向などの報告により職員間の統一を図る。職員会議では利用者への計画的な指導・援助・処遇を行うために、全職員が出席して毎月1回実施する。その場での話し合いによって各々の意識や技術力を高めさせる。
個別支援会議	利用者の持っている能力を高めるために、指導員がケースを提出し全指導員が出席し、処遇上の具体的な援助面を検討・協議する。 効果的な指導・援助を行うために、指導上の記録（行事、観察）である

	<p>動向記録を参考にして整理し、利用者の援助に役立てる計画を構築する。</p> <p>個別支援計画は年3回4ヶ月ごとに利用者の目標及び方法を設定して本人より確認を取り、計画終了月にそれに対する評価を行う。それを今後の計画に盛り込み、指導・援助活動に役立てる。</p>
給食会議	<p>利用者及び職員の意見を聴き給食に反映させる。</p> <p>年3回4ヶ月ごとに利用者自治会の後で開催する。</p>

※施設サービス評価検討会議（玄輝門・玄輝門住宅A）・工賃向上委員会会議等を行う。

14. 利用者の給食

利用者の健康を維持・増進させるため、栄養のバランス及び衛生管理の充実を図る。嗜好や行事を考慮し、季節毎の行事に際しては、その行事に沿った一品を提供するなど、季節感のある家庭的な給食を心がける他、バイキング形式の給食などにより、自分の食事分量の把握ができるようにする。

利用者の給食への興味促進のために毎月の献立表を作成し、前月の末日に発行する。

また、食中毒を防止するために次の諸点について徹底する。

- ① 保存食の徹底及び確認
- ② 食品材料の購入時検収の徹底
- ③ 調理従事者の自己衛生管理
- ④ 厨房内の衛生管理、ハエ・害虫の駆除の徹底
- ⑤ 給食作業従事者の毎月の検便検査を実施
- ⑥ 利用者の自己衛生管理の徹底

15. 利用予定者の状況

来年度より新たに利用を希望する方は無く、玄輝門に通う利用者は21名の予定です。

16. 福祉充実計画（令和5年度～令和9年度）

来年度よりは令和5年に開催するの理事会・評議員会にて承認を受けた計画を遂行する予定です。

17. 施設行事予定

別紙参照

IV 令和5年度の主な事業

① 「ラベンダーまつり」の開催

令和4年度は第19回目の「ラベンダーまつり」を6月22日より5日間弘前駅前の通称「りんご広場」に会場を戻して開催しました。

来年度は新型コロナウイルス感染症対策に対応しながら、柔軟に考え方を変えて実施できるように取組み、全体の売上高を伸ばすために、開催期間を6月21日より5日間「りんご広場」を利用して第20回目の「ラベンダー祭り」を行う予定です。

ただし、ラベンダー祭りは今回の開催を目途に中止します。この販売会は玄輝門が平成15年に開所した時より農耕班が主となって開催してきた行事です。コロナ禍以前より、ラベンダーの鉢上の売上が落ち込んでいることも原因の一つですが、津軽地域におけるラベンダー栽培の浸透に対して、玄輝門が十分な役割を果たせたと自負しております。

令和5年度は玄輝門も21年目を迎え、ラベンダー祭りも20回目となる節目の年ということもあり、今回で一度区切りをつけることに決めました。

② 就労製品の販売等

農耕班が主体となる「ラベンダーまつり」での販売の他に、さをり班が中心になって施設独自の展示会を年数回実施する。会場は玄輝門の「新作業棟展示室」・青森市の「アスパム」・弘前市の「百石町展示館」・五所川原市の「楠美家住宅」等を予定している。

令和5年度 玄輝門住宅A 事業計画書

はじめに

極光の会が行っている指定共同生活援助事業「玄輝門住宅A」は障害者総合支援法の下に平成23年9月1日（旧福祉制度 平成17年3月1日、自立支援法 平成18年10月1日）より藤崎町中島地区に中島1号棟 定員4名の介護サービス包括型共同生活援助事業（グループホーム）として運営しております。さらに、令和4年6月1日より藤崎町榊地区に2棟目となる榊1号棟 定員4名の介護サービス包括型共同生活援助事業（グループホーム）として運営を開始しました。

極光の会では社会福祉法人改革の趣旨に沿って、「経営組織のガバナンスの強化」・「事業運営の透明性の向上」・「財務規律の強化」・「地域における公益的な取組」等の取組みを進めている途中です。今後は令和5年度からの福祉充実計画では5ヵ年計画を新たに立て、入居希望者の多いグループホームをもう1棟建設する計画を進めたいと考えております。令和3年1月に取得した土地（藤崎町大字榊字宮本37-1）の一角を利用して新しく建設するグループホーム「玄輝門住宅A」の3棟目（定員6～8名程度）の設計から始めます。3棟目のグループホーム「玄輝門住宅A」が完成して事業を実施するまでには、今後も様々な困難な場面に遭遇すると思いますが、今まで以上に努力して社会福祉法人改革の趣旨に沿った福祉充実計画を進めて行きたい。

運営の基本方針

国の基本方針である「脱施設・ノーマライゼーション」を受けて、障害のある方が普通の市民として地域に定着して生活・就業（就労）ができるよう、この事業を行なう。

運営に当たっては、法人の基本理念である「福祉の心」を持ち、常に利用者の意思及び人格を尊重しつつ、利用者が身体及び精神的「心身の健康」を保持できるように、その立場にたったサービスの提供に努め、利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、共同生活住居において、食事の提供、相談、介護その他の日常生活上の援助を適切に行い、積極的に地域活動に参加し、地域住民としての責任を果し融和できるように援助する。

この事業の適切な推進のため、市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

1、施設の概要

玄輝門住宅A

- | | | | |
|---------|------------------------------|--------------------|-----|
| 1 施設名 | 玄輝門玄輝門住宅A（介護サービス包括型共同生活援助事業） | | |
| 2 所在地 | 中島1号棟 | 南津軽郡藤崎町大字中島字種元31-5 | |
| | 榊1号棟 | 南津軽郡藤崎町大字榊字宮本37-1 | |
| 3 設置主体 | 社会福祉法人 極光の会（法人認可 平成14年3月22日） | | |
| 4 理事長 | 成田 和歌子 | | |
| 5 施設長 | 成田 和歌子 | | |
| 6 開所年月日 | 平成23年9月1日（旧法 平成17年3月1日） | | |
| 7 施設定員 | 中島1号棟 4名 | 榊1号棟 4名 | 計8名 |

8 施設の規模

- | | | | | |
|----------|----------------|-----------|-------|-----------|
| ① 玄輝門住宅A | 中島1号棟 | 中島字種元31-5 | | |
| | 敷地 | 438.00㎡ | | |
| | 建物1階 | 118.53㎡ | 居住部 | |
| | 建物2階 | 29.16㎡ | 居住部 | 計 147.69㎡ |
| | 形態 | 賃貸物件 | | |
| | 施設定員 | 4名 | | |
| ② 玄輝門住宅A | 榊1号棟 | 榊字宮本37-1 | | |
| | 木造2階建（エレベーター付） | イ準耐火建築物 | | |
| | 敷地 | 1933.00㎡ | | |
| | 建築面積 | 302.04㎡ | | |
| | 建物1階 | 263.33㎡ | 居住部 | |
| | 建物2階 | 230.21㎡ | 福祉避難所 | 計 493.54㎡ |
| | 形態 | 自己所有 | | |
| | 施設定員 | 4名 | | |
| 9 送迎車輛等 | スバルプレオ | 4人乗り | 1台 | |
| | 大型除雪機 | | 1台 | |

2、指導方針

玄輝門住宅Aは、障害者の方が小規模な生活の場で少人数（1号棟 定員4名、2号棟 定員6名）を単位とした共同住居の形態で、食事の支度や掃除、洗濯などを指導員が利用者とともに共同で行い、一日中家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を穏やかに送ることにより、様々な負担軽減に資することにあります。利用者の方にとって生活しやすい環境を整え、少人数の中でなじみの関係をつくり上げることにより、生活上のつまずきや行動障害を軽減し、心身の状態を穏やかに保つことができます。また、生活のリズムや体験したことがない役割を与えるなどして、潜在的な力に働きかけます。こうして新たな能力を引き出し、今までの生活とは違った生活様式を再構築することを心掛けます。

利用者の方を生活の主体者としてとらえ個々の生活を重視し、能力を最大限に活用できるような環境を提供して、自己実現のためにその暮らしの中で展開できる家庭に近い環境を整えます。グループホームでの指導は、混乱しないで普通の生活を送ることができるようにすることを何よりも優先し、心身のわだかまりを緩和して心を癒し、生活に満足できるように導きます。

玄輝門住宅Aは、障害によって自立した生活が困難になった方々に対して、安心と尊厳のある生活を営むことを支援するためのものです。それは、家庭的な馴染みのある環境、少人数の親しみのある人間関係、あるがままに受け容れる温かい雰囲気、それまで慣れ親しんできた生活の継続と自身が持っている能力をできるだけ活かした生活の組み立てによってもたらされます。

利用者には、それぞれの障害についての正しい理解およびサービスについての専門的な知識と技術をもつ職員によって、一人一人の状況と希望に合わせた適切なサービスを受ける権利があります。

3、指導者の信条

- ① 指導者として自覚と誇りを持ち、思いやりのある指導者であろう。
- ② 利用者と保護者から信頼される指導者であろう。
- ③ 常に健康で明朗な指導者であろう。
- ④ 口より体で指導し、根気強い指導者であろう。
- ⑤ 学びつつ利用者と共に歩む指導者であろう。
- ⑥ 施設に利用者と共に誇りを持ち、職場の融和を図る指導者であろう。
- ⑦ 常に研究心を持ち、修養を積み、計画行動ができる指導者であろう。

4、支援の具体的な方針

- ① 利用者個々の障害等を十分認識し、特性・個性を大切にし、施設職員全員にて同一方針で支援・サービスにあたる。（職員会議等で確認し、個別支援計画作成時に具体的な支援方針を立て、4ヶ月間で評価を行い、方針等を再確認していく。）
- ② 利用者の日々の施設生活等や家庭生活を施設・保護者共に連絡を密にし、互いに理解し合い協力しながら支援にあたる。
- ③ 利用者・職員ともに健康管理には十分に留意し、明るく健康な施設にするよう、全員で努力していく。
- ④ 利用者に対しては、いかなる差別・虐待・体罰・人権侵害等も許さず、どんな微細なことでも話題になるような職場にし、権利を守っていく。（子細は 玄輝門 事業計画書 参照のこと）
- ⑤ 指導者の力量を高めるため、部外の指導者の招聘等、職員の研修体制も整え、指導事例研究会等も計画する。

5、利用者の年齢構成

性別	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	60歳～	計
男	0人	1人	0人	2人	0人	3人
女	1人	1人	1人	0人	0人	3人

6、利用者の出身地

	弘前市	黒石市	藤崎町	板柳町	計
男	2人	0人	0人	1人	3人
女	0人	2人	1人	0人	3人

7、家賃・利用料等

- ① 利用者の利用料金の内訳は 家賃（1号棟20,000円・2号棟40,000円）以外の食料費、光熱水費、他等は実費とする。ただし家賃については特定障害者特別給付費（家賃補助10,000円）より給付される為、利用者の負担は減少します。
- ② 事業者は1号棟所有者に対し1月金40,000円の家賃を支払う
- ③ 給付費の定率負担額

8、事業所の職員配置体勢と勤務時間

- ① 職員 施設長 1名 8:00～17:00
(玄輝門施設長と兼務)
サービス管理責任者 1名 8:00～17:00
(玄輝門施設次長と兼務)
世話人 2名 6:30～10:30, 15:30～19:30
(1号棟と2号棟 兼務2名)
生活支援員 3名 8:30～12:00, 13:00～17:30
(玄輝門職員と兼務)
- ② バックアップ体制
日常的には施設長が当たるほか、グループホーム周辺には複数の玄輝門職員が居住しているので、必要に応じて支援協力しバックアップに当たる。また、玄輝門の緊急管理体制を活用し、緊急時に備える。

9. サービスの内容

- ① 食事（食事時間） 朝食 07:00～08:00
夕食 17:00～18:00
食事については、個々の嗜好に考慮しながら、栄養のバランス等を考慮し、季節感のあるものを提供するようにする。
このほか、利用者個々の嗜好品等については、その実費を利用者の負担とします。
- ② 日常活動支援
日中、通所施設を利用する場合、または職場に通勤する場合等は、サービス提供事業者や職場等との連絡、調整を行うなど利用者の活動を支援する。
- ③ 健康管理の援助
 - a 日常の健康管理については、目視及び問診のほか、事業者の常勤看護師の協力を得る。
 - b 利用者の主治医等がいる医療機関の受診に際しては、必要に応じて事業者に送迎を依頼するほか、公共運送機関の利用等に当たってはその支援をする

- c 緊急時の受診については、事業者が医療契約を締結する「ときわ会病院」(総合病院)及び「ときわ佐藤歯科」で受診する。
- ④ 金銭管理の援助
 - a 小遣い帳への記入など、利用者が希望する金銭管理ができるように支援する。
 - b 必要に応じて金融機関への代行などをする。
- ⑤ 行政手続きの代行
 - 支援費の支給などの継続再申請に必要な支援をするほか、各種行政手続きなどの代行支援をする。この場合、手続きに係る諸経費は別途徴収する。
- ⑥ 余暇活動の支援
 - バックアップ施設と連携した買物実習、趣味活動などの支援をするほか、家族を交えた活動なども行い、地域行事(清掃作業・行事)などへも積極的に参加できるよう支援する。
- ⑦ 情報の発信
 - グループホームでの生活や地域活動、就労活動、勤務活動等の成果を家族に報告する。
- ⑧ 緊急時の対応
 - 事業者は、防火管理者を定めるとともに、非常災害対策が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定するとともに、緊急時に適切な対応支援体制(バックアップ)を確保する。
- ⑨ 苦情の受け付け及び解決の対策
 - 利用者からの苦情に適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに苦情解決のための解決委員会を設置する。(玄輝門と供用)
- ⑩ その他運営に関する重要事項
 - 職員の資質向上のための定期的な研修のほか、指導介護等の技術資格取得のための研修を受けられるようにする。

その他 運営に関する重要な事項は、管理運営規程に定める。